

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について」に関する意見について

◆本件に関する全国保育協議会の意見・理由

◀意見▶

保育所居室面積に係る基準が条例として定めることを可能とする特例措置の運用にあたっては、国が省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう配慮することの前提の下に、地域の実情に応じた対応が必要な際には時限措置の遵守ならびに、子どもの育ちの妨げとならないため適切な運用が図られるべきである。

◀意見の詳細、理由▶

- 児童福祉施設最低基準に定められている基準は、わが国が児童の健康で文化的な生活を保障するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るためには、子どもの育ちを支える保育所としての環境・空間が少なくともその基準以上にあることが、必要不可欠である。
- 自ら環境改善を訴えることができない子どもたちの最善の利益を守り、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、子どもの発達保障に地域格差があってはならない。
- 今般改正がなされた児童福祉法第 45 条第 2 項第 2 号において、該当する保育所の居室面積に係る基準が厚生労働省令に「従うべき基準」とされた一方で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（平成 23 年法律第 37 号）附則第 4 条の規定において、政令で定めるまでの間、上記の「従うべき基準」たる保育所の居室面積に係る基準について、「標準」として定めることとする特例措置の対象となる地域の基準ならびに平成 24 年度における特例対象地域が示されたが、前述の考えから、この場合においても、国が厚生労働省令で定めた児童福祉施設最低基準を下回らない水準となるよう、国の責任において指導等をとまなう具体的な対応がなされることを前提とすべきである。
- その前提の下における地域の実情に応じた特例措置に基づく対応が必要な際においても、平成 26 年度までとする時限措置についてはこれを必ず遵守するとともに、特例措置に基づく保育を実施した際の子どもへの影響に関する調査の実施等を国の責任において必須とし、子どもの育ちの妨げとならないための適切な運用が図られるとともに、問題があった際の改善が必要である。
- なお、自治体等の取り組みならびに子ども・子育て新システムの施行等により待機児童問題の解消が図られた際には特例措置の期間内であってもただちに保育所の居室面積規準に係る厚生労働省令を「従うべき基準」として必要な運用がなされるべきであり、その行政的な手続き及び手法についても事前に提示がなされるべきである。
- 本件はあくまでも特例措置であり、財源の確保をもってわが国の待機児童の解消と子どもの育ちを守る環境の整備実現が本来必要であり、早急な対応を図られたい。